

寒川町告示第 28 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 410 条第 1 項の規定により固定資産の価格等を決定し、同法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので、同条第 2 項により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

寒川町長 木 村 俊 雄